

第11章 付属資料(避難確保計画の様式集)

避難確保計画の様式集の記載例

記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 雨水出水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○ホーム 】

2026 年 5 月作成

このエクセルファイルの使い方

対象災害選択シートの（対象災害）、（自衛水防組織）を選択してください。

作業シートの必要な項目を記入してください。

記入する場所は桃色の空欄で示しています。

様式2は対象となる災害のみ記入してください。

自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。

記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編 目次

記載例

青色の書類は市町村長に提出してください。
自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	施設の概要	様式1	1
3	施設が有する災害リスク	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～6
5	情報収集・伝達	様式3	7～9
6	避難誘導	様式4	10
7	避難に必要な設備の整備	様式5	11
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	11
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	12
10	自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	13
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	14
12	緊急連絡網	様式9	15
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	15
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	16
-	自衛水防組織活動要領	別添	18
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	19
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	19
-	避難先までの避難経路図	別紙1	20
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	21
-	タイムライン	別紙3	22

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	施設の概要	様式1	1
3	施設が有する災害リスク	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～6
5	情報収集・伝達	様式3	7～9
6	避難誘導	様式4	10
7	避難に必要な設備の整備	様式5	11
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	11
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	12
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	14
12	緊急連絡網	様式9	15
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	15
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	16
15	防災体制一覧表	様式12	17
-	避難先までの避難経路図	別紙1	20
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	21
-	タイムライン	別紙3	22

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水、雨水出水、高潮が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第6項)。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

(津波、土砂災害が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 施設の概要

利用形態	通所	入所
	○	○(長期・短期)

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数	2	階
-------	---	---

※建物の階数を記載

施設の人数

	平 日				休館日			
	利用者		施設職員		利用者		施設職員	
昼 間	約 27(うち通所利用者9)	名	約 9	名	約	名	約	名
夜 間	約 9	名	約 2	名	約	名	約	名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害(洪水、雨水出水、高潮、津波)

洪水浸水想定区域 (洪水)	☐ 該当なし	☒ 該当	最大浸水深	0.5m～3m
			浸水継続時間	1日～3日未満
			家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☒ 該当	☐ 該当なし	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	☐ 該当なし	☒ 該当	最大浸水深	0.5m～1m
			浸水継続時間	12時間～1日未満
高潮浸水想定区域 (高潮)	☐ 該当なし	☒ 該当	最大浸水深	0.5m～3m
			浸水継続時間	1日～3日未満
津波災害警戒区域 (津波)	☐ 該当なし	☒ 該当	基準水位	2m
			最大浸水深	
			津波到達時間	50分

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☒ 該当(以下の該当する分類に ☒)
		☒ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)
		☐ 土石流
		☐ 地すべり(地滑り)

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	〇〇	1	名	〇〇	1	名	〇〇			〇〇		
	・状況把握、指揮			・防災気象情報等の収集			・（避難誘導体制の確認）			・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・（避難ルートの確認）					
	・事前休業の判断											
警戒レベル2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・（避難開始判断）						・（避難誘導開始）					
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・防災気象情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
				・市町村等への連絡						・避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督			・施設職員への情報伝達			・避難先での利用者支援					
	・（緊急安全確保の判断）						・（緊急安全確保の誘導）					

防災体制一覧表 →様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・警戒級の可能性（大雨警報または暴風警報）「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・レベル2大雨、氾濫注意警報が発表された場合 ・レベル2氾濫注意警報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・レベル3大雨、氾濫警報が発表された場合 ・レベル3氾濫警戒警報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・レベル4大雨、氾濫危険警報が発表された場合 ・レベル4氾濫危険警報が発表された場合 ・内水氾濫危険警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

早期注意情報（警戒級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や非常に強い台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

高齢者等避難

暴風警報又は特別警報

レベル3大雨警報又はレベル4大雨危険警報

や内水氾濫危険警報

レベル3氾濫警戒警報又はレベル4氾濫危険警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮	1	名	・防災気象情報等の収集	1	名	・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)					
	・事前休業の判断											
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・状況把握、指揮	1	名	・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集	1	名	・避難誘導体制の確認	10	名	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	1	名
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・(避難開始判断)						・(避難誘導開始)					
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・状況把握、指揮	1	名	・防災気象情報、避難情報等の収集	1	名	・避難誘導開始	15	名	・要配慮者等の装備品の装着	2	名
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
				・市町村等への連絡						・避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・状況把握、指揮	1	名	・市町村等への連絡	1	名	・避難完了の確認	16	名	・避難先での持ち出し品等の管理	1	名
	・避難先での利用者支援の監督						・避難先での利用者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・レベル2高潮注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・レベル3高潮警報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・レベル4高潮危険警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

早期注意情報(警報級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合や非常に強い台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等
高齢者等避難
レベル3高潮警報又はレベル4高潮危険警報
暴風警報又は特別警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

津波到達時間が短い場合

記載例
様式2

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

津波警報等の種類	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇	名	責任者	〇〇	名	責任者	〇〇	名	責任者	〇〇	名
津波注意報	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	2	名
津波警報	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	2	名
大津波警報	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	2	名
津波注意報	・状況把握、指揮			・防災気象情報、避難情報等の収集			・海岸から離れる誘導			・要配慮者等の装備品の装着		
	・海岸から離れる			・海岸から離れる			・海岸から離れる			・海岸から離れる		
津波警報 大津波警報	・状況把握、指揮			・防災気象情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者(周辺住民等)へ連絡			・避難完了の確認			・避難先への持ち出し品等を運搬・管理		
	・「避難指示」が発令された場合、または自主的に避難開始			・利用者家族等への連絡			・避難先での利用者支援					
	・避難先での利用者支援の監督			・市町村等への連絡								

防災体制一覧表 ⇒様式12

※記載例です。避難を最優先した計画作成に留意してください。

津波は、20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度 4 程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

津波到達時間が長い場合

記載例
様式2

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

津波警報等の種類	統括指揮者 ※全体を指揮		情報連絡班 ※情報収集や伝達		避難誘導班 ※利用者の避難支援		装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇	責任者	〇〇	責任者	〇〇	責任者	〇〇	
津波注意報	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名
津波警報	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名
大津波警報	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名
津波注意報	・状況把握、指揮		・防災気象情報、避難情報等の収集		・海岸から離れる誘導				
	・海岸から離れる		・海岸から離れる		・海岸から離れる		・海岸から離れる		
津波警報 大津波警報	・状況把握、指揮		・防災気象情報、避難情報等の収集		・避難誘導開始		・要配慮者等の装備品の装着		
	・施設職員等召集		・施設職員や避難支援協力者(周辺住民等)へ連絡		・避難完了の確認		・避難先への持ち出し品等を運搬・管理		
	・「避難指示」が発令された場合、または自主的に避難開始		・利用者家族等への連絡		・避難先での利用者支援				
	・避難先での利用者支援の監督		・市町村等への連絡						

防災体制一覧表 ⇒ 様式12

※記載例です。避難を最優先した計画作成に留意してください。

※遠地において大規模地震や海底噴火等が発生した場合、時間をかけて日本へ津波が到達するほか、津波が長時間にわたって断続的に襲来することが知られている。このため、遠地津波発生直後は、通勤・通学等の公共交通機関の利用が可能であるが、津波警報を受け、津波到達前より公共交通機関では運転抑制が行われ、津波の規模や施設被害によっては、運転抑制が長期間に及ぶことが想定される。このため、津波発生から津波警報による公共交通機関の運転抑制開始までの時間を利用して、早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うことで、帰宅困難者の発生を抑制することが求められる。

(出典：災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン 令和8年1月/内閣府(防災担当))

我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

施設利用者の人数や特性等から、施設利用者の避難完了に多くの時間を要する場合には、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

土砂災害

4 防災体制

記載例 様式2

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心 構えを高め る段階	状況把握、指揮	1	名	防災気象情報等の収集	1	名	（避難誘導体制の確認）	10	名	（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）	1	名
	体制確立の判断			施設職員への情報伝達			（避難ルートの確認）					
	事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	状況把握、指揮	1	名	防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集	1	名	避難誘導体制の確認	10	名	避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	1	名
	施設職員等召集			施設職員や避難支援協力者へ連絡			避難ルートの確認			移動用車両の手配		
	（避難開始判断）						（避難誘導開始）					
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	状況把握、指揮	1	名	防災気象情報、避難情報等の収集	1	名	避難誘導開始	15	名	要配慮者等の装備品の装着	2	名
	避難開始判断			利用者家族等への連絡						移動用車両の確保		
				市町村等への連絡						避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	状況把握、指揮	1	名	市町村等への連絡	1	名	避難完了の確認	16	名	避難先での持ち出し品等の管理	1	名
	避難先での利用者支援の監督						避難先での利用者支援					
	（緊急安全確保の判断）						（緊急安全確保の誘導）					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを 高める段階	・警戒級の可能性（大雨警報）「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・レベル2土砂災害注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・レベル3土砂災害警報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・レベル4土砂災害危険警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

早期注意情報（警戒級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や非常に強い台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な連休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等
高齢者等避難
暴風警報又は特別警報
レベル3土砂災害警報又はレベル4土砂災害危険警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。
災害リスクに応じて、下記の表をコピーして使用してください。

記載例
様式3

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ、市町村のメール通知サービス等
	【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール 等
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村へ電話問い合わせ 等
	道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのHP 等
洪水	・レベル2氾濫注意報、レベル3氾濫警報、 レベル4氾濫危険警報、レベル5氾濫特別警報 ・レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、 レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報 ・大雨キキクル(洪水キキクル) ・水害リスクライン ・水位到達情報、 レベル2氾濫注意情報、レベル3氾濫警戒情報、 レベル4氾濫危険情報、レベル5氾濫発生情報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP ・川の防災情報のHP
	雨水出水	・レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、 レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報 ・大雨キキクル(浸水キキクル) ・内水氾濫危険情報、レベル5氾濫発生情報 (水位周知下水道において発表される情報)
高潮	・レベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、 レベル4高潮危険警報、レベル5高潮特別警報、 レベル5高潮氾濫発生情報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・市町村のメール通知サービス 等
津波	・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
土砂災害	・レベル2土砂災害注意報、レベル3土砂災害警報、 レベル4土砂災害危険警報、レベル5土砂災害特別警報 ・土砂キキクル	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット (気象庁HP)	大雨の警戒級の可能性「高」が発表されました。 災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設を 休業することになりました。	情報連絡班	利用者家族等
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	レベル2大雨注意報が発表されましたので施設に 参集してください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル2氾濫注意報	インターネット (気象庁HP)	レベル2氾濫注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル2氾濫注意情報 (川の防災情報)	インターネット (川の防災情報)	レベル2氾濫注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル2大雨注意報	インターネット (気象庁HP)	レベル2大雨注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル2土砂災害注意報	インターネット (気象庁HP)	レベル2土砂災害注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル2高潮注意報	インターネット (気象庁HP)	レベル2高潮注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	市役所からの電話	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	レベル3氾濫警報	インターネット (気象庁HP)	レベル3氾濫警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル3氾濫警戒情報 (川の防災情報)	インターネット (川の防災情報)	レベル3氾濫警戒情報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル3大雨警報	インターネット (気象庁HP)	レベル3大雨警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル3土砂災害警報	インターネット (気象庁HP)	レベル3土砂災害警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	レベル3高潮警報	インターネット (気象庁HP)	レベル3高潮警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難指示	市役所からの電話	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	レベル4氾濫危険警報	インターネット (気象庁HP)	レベル4氾濫危険警報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル4氾濫危険情報 (川の防災情報)	インターネット (川の防災情報)	レベル4氾濫危険情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル4大雨危険警報	インターネット (気象庁HP)	レベル4大雨危険警報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	内水氾濫危険情報	インターネット (各自治体(都道府県又は 市町村)のHP)	内水氾濫危険情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル4土砂災害危険警報	インターネット (気象庁HP)	レベル4土砂災害危険警報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル4高潮危険警報	インターネット (気象庁HP)	レベル4高潮危険警報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

利用者緊急連絡先一覧表 ⇒様式8

緊急連絡網 ⇒様式9

外部機関等の緊急連絡先一覧表 ⇒様式10

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル5	緊急安全確保	市役所からの電話	緊急安全確保が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル5氾濫特別警報	インターネット (気象庁HP)	レベル5氾濫特別警報が発表されました。 緊急安全確保が必要な段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル5氾濫発生情報	インターネット (川の防災情報、各自治体(都道府県又は市町村)のHP)	レベル5氾濫発生情報が発表されました。 緊急安全確保が必要な段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル5大雨特別警報	インターネット (気象庁HP)	レベル5大雨特別警報が発表されました。 緊急安全確保が必要な段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル5土砂災害特別警報	インターネット (気象庁HP)	レベル5土砂災害特別警報が発表されました。 緊急安全確保が必要な段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル5高潮特別警報	インターネット (気象庁HP)	レベル5高潮特別警報が発表されました。 緊急安全確保が必要な段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	レベル5高潮氾濫発生情報	インターネット (各自治体(都道府県又は市町村)のHP)	レベル5高潮氾濫発生情報が発表されました。 緊急安全確保が必要な段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

利用者緊急連絡先一覧表 →様式8

緊急連絡網 →様式9

外部機関等の緊急連絡先一覧表 →様式10

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

記載例
様式4

- ①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会(系列グループホーム)に立退き避難をする。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☒	☒	4 台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☒	☒	4 台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☐	4 台 車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

雨水出水	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☒	☒	4 台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☒	☒	4 台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☐	4 台 車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

高潮	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☒	☒	4 台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☒	☒	4 台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☐	4 台 車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

津波	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☒	☐	4 台 車椅子	2時間	強い地震発生 津波注意報など
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☒	☐	4 台 車椅子	1時間	強い地震発生 津波注意報など
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☐	4 台 ストレッチャー	40分	強い地震発生 津波注意報など

土砂災害	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☒	☒	4 台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	〇中学校	650	m	☒	☒	4 台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☐	4 台 ストレッチャー	30分	警戒レベル3 高齢者等避難

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する

※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、

津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと

※浸水しない居室があること

※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

・緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、

過酷な事象に遭遇した場合は「斜面の反対側の2階の〇〇室」に緊急的に移動する

(2) 避難経路

避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】【施設建物内の避難経路図】のとおりとする。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1、【施設建物内の避難経路図】⇒別紙2

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式11

7 避難に必要な設備の整備

記載例
様式5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部(1～3階)
	上下階の移動のできる大型スロープ	0	—
	車椅子	10	各階の職員エリア
	その他(担架)	3	各階の職員エリア
	()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	—
	階段昇降機	3	1階備品倉庫
	その他(非常用サイレン)	3	屋上
	()		

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	10	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	5	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿(施設利用者)	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ピブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
避難先	移動用の車両	5	車庫
	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
その他	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

記載例
様式6

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項



10 自衛水防組織の業務に関する事項

(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

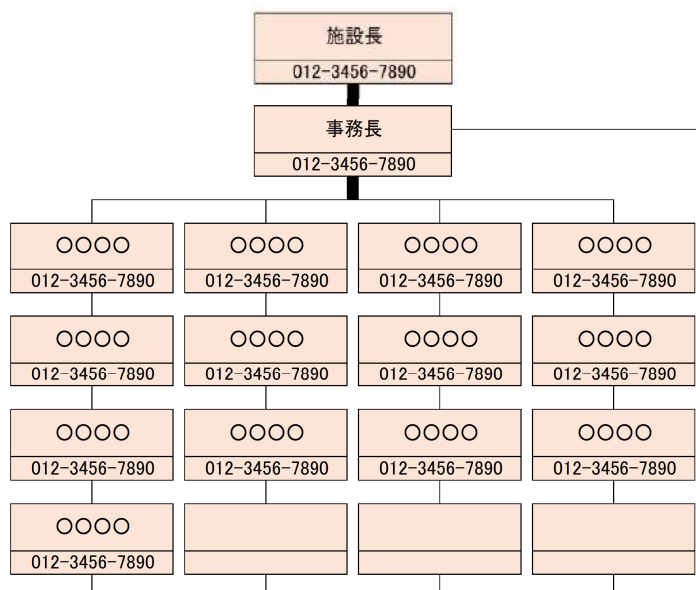
「自衛水防組織活動要領」⇒別添

記載例
様式8

[illegible]

記載例
様式9

12 緊急連絡網



記載例
様式10

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村(防災担当)	012-3456-7890	
市町村(福祉担当)	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	
A会(系列グループホーム)	012-3456-7890	
B小学校	012-3456-7890	

記載例
様式11

氏名	連絡先	対応内容	避難方法		氏名	備考
			立退き避難	屋内安全確保		
〇〇〇〇	012-3456-7890	1	徒歩	階段	〇〇〇〇	要介護度1
〇〇〇〇	012-3456-7890	4	自動車	ストレッチャー	〇〇〇〇	要介護度5

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

記載例
様式12

15 防災体制一覧表

統括指揮者 (施設長) (代行者 事務長)

	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
情報連絡班	心構え	・防災気象情報等収集	〇〇〇〇
	心構え	・施設職員への情報伝達	〇〇〇〇
	注意	・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集	〇〇〇〇
	注意	・施設職員や避難支援協力者へ連絡	〇〇〇〇
	警戒	・防災気象情報、避難情報等の収集	〇〇〇〇
	警戒	・利用者家族等への連絡	〇〇〇〇
	非常	・市町村等への連絡	〇〇〇〇
			人数(〇)名
	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
避難誘導班	注意	・避難誘導体制の確認	〇〇〇〇
	注意	・避難ルートの確認	〇〇〇〇
	警戒	・避難誘導開始	〇〇〇〇
	非常	・避難完了の確認	〇〇〇〇
	非常	・避難先での利用者支援	〇〇〇〇
	非常	・(緊急安全確保の誘導)	〇〇〇〇
			人数(〇)名
	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
装備品等準備班	心構え	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	〇〇〇〇
	注意	・移動用車両の手配	〇〇〇〇
	警戒	・要配慮者等の装備品の装着	〇〇〇〇
	警戒	・移動用車両の確保	〇〇〇〇
	警戒	・避難先への持ち出し品等を運搬	〇〇〇〇
	非常	・避難先での持ち出し品等の管理	〇〇〇〇
			人数(〇)名

自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成と任務

記載例
別表1

統括管理者(施設長) (代行者 事務長)		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 状況の把握 ☐ 防災気象情報等の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

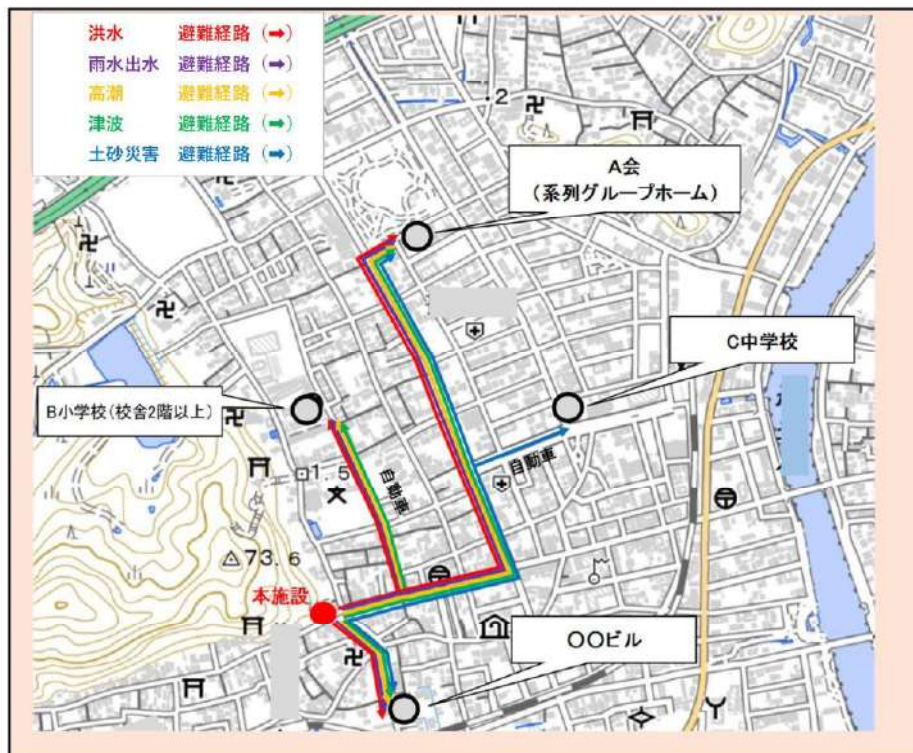
記載例
別表2

任務	装備品
総括・情報班	名簿(施設職員、利用者等)
避難誘導班	様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【避難先までの避難経路図】

洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時の避難先、避難経路は以下のものとする。

	立退き避難					
	避難先1	避難に要する時間	避難先2	避難に要する時間	避難先3	避難に要する時間
洪水	A会(系列グループホーム)	1時間	B小学校(校舎2階以上)	45分	〇〇ビル	30分
雨水出水	A会(系列グループホーム)	1時間	B小学校(校舎2階以上)	45分	〇〇ビル	30分
高潮	A会(系列グループホーム)	1時間	B小学校(校舎2階以上)	45分	〇〇ビル	30分
津波	A会(系列グループホーム)	2時間	B小学校(校舎2階以上)	1時間	〇〇ビル	40分
土砂災害	A会(系列グループホーム)	1時間	C中学校	45分	〇〇ビル	30分

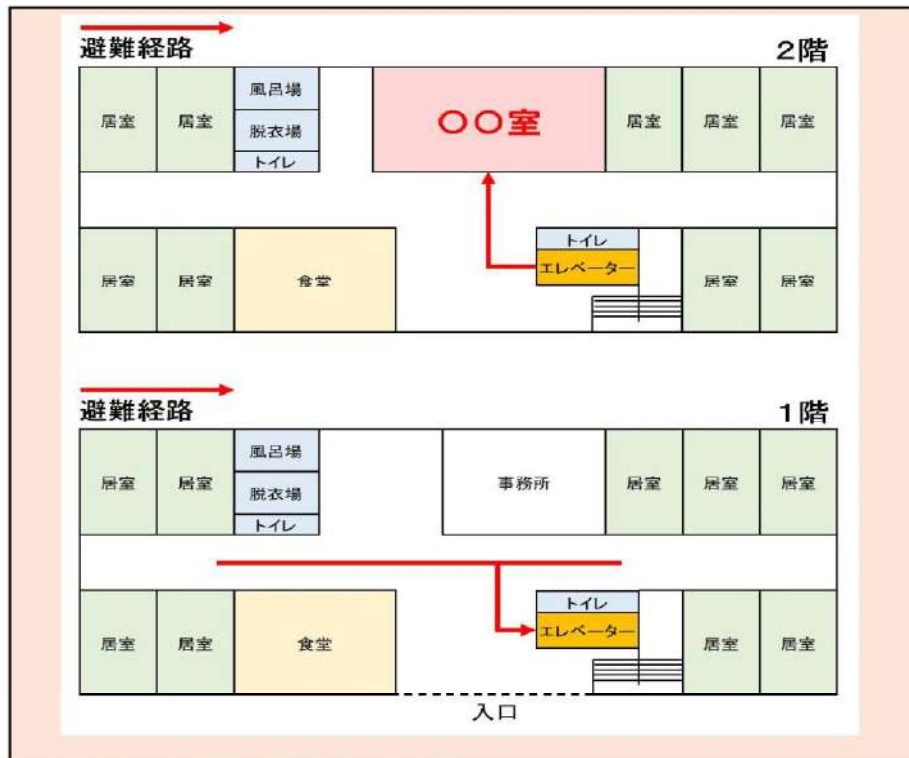


※施設の位置、避難先の位置、避難方法(徒歩、自動車等)、避難に要する時間等を記載してください。
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

【施設建物内の避難経路図】

洪水時・雨水出水時・高潮時の施設建物内の避難経路は以下のものとする。

	屋内安全確保	避難に要する時間
洪水	本施設2階〇〇室	15分
雨水出水	本施設2階〇〇室	15分
高潮	本施設2階〇〇室	15分



※施設建物内の避難経路図を記載してください。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

ご自身の施設における避難に必要な行動を時系列順に整理したタイムラインを確認しましょう。

施設型タイムラインの設定	統括指揮者 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備
防災気象情報、避難情報 ■早期注意情報 (警戒レベル1) 警戒レベル2 ■レベル2大雨注意報 ■レベル2氾濫注意報 ■レベル2氾濫注意情報 ■レベル2土砂災害注意報 ■レベル2高潮注意報 警戒レベル3 ■高齢者等避難 ■レベル3大雨警報 ■レベル3氾濫警報 ■レベル3氾濫警戒情報 ■レベル3土砂災害警報 ■レベル3高潮警報 警戒レベル4 ■避難指示 ■レベル4大雨危険警報 ■内水氾濫危険情報 ■レベル4氾濫危険警報 ■レベル4氾濫危険情報 ■レベル4土砂災害危険警報 ■レベル4高潮危険警報 警戒レベル5 ■緊急安全確保 ■レベル5大雨特別警報 ■レベル5氾濫発生情報 ■レベル5氾濫特別警報 ■レベル5土砂災害特別警報 ■レベル5高潮特別警報 ■レベル5高潮氾濫発生情報	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断 ・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断) ・状況把握、指揮 ・避難開始判断 ・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断) ・全員、緊急安全確保	・防災気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達 ・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡 ・防災気象情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡 ・市町村等への連絡 ・市町村等への連絡	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認) ・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始) ・避難誘導開始 ・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備) ・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配 ・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬 ・避難先での持ち出し品等の管理

<新旧対照表>

改定前	改定後		
P1 (新規)	<table border="1"> <tr> <td>P1 <u>緊急安全確保</u></td><td><u>災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況になった場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのよりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。</u></td></tr> </table>	P1 <u>緊急安全確保</u>	<u>災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況になった場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのよりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。</u>
P1 <u>緊急安全確保</u>	<u>災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況になった場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのよりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。</u>		
P3 (新規)	P3 <u>また、令和7年12月に気象業務法及び水防法の一部が改正され、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の名称や情報体系が運用されることから、これらに対応するため令和8年5月に改定しました。</u>		
P4 (新規) 本手引きの改定にあたり設置した「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）」の構成は、以下のとおりです。なお、本手引きの改定内容については、学校や病院を所管する文部科学省や厚生労働省医政局にも照会し編集しています。 <委員>（五十音順、敬称略） 井上 由起子 日本社会事業大学 専門職大学院 教授 いよぎ 五代儀 幸司 岡山県知的障害者福祉協会 会長 内田 太郎 筑波大学生命環境系 准教授	P4 <u>令和8年5月「避難確保計画の作成・活用の手引き」の改定 ※令和8年の新たな防災気象情報の運用に対応</u> (削除)		

<新旧対照表>

かぎや 鍵屋 一 跡見学園女子大学 観光コミュニティ 学部 教授 【座長】 川口 淳 三重大学大学院 工学研究科 准教授 川崎 鉄男 全国身体障害者施設協議会 副会 長 小林 健一郎 神戸大学 都市安全研究センター 准教授 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院 減災復興政 策研究科 教授 佐々木 重光 岩手県岩泉町 危機管理監 たねおか 種岡 養一 公益社団法人 全国老人福祉施設協 議会 災害対策委員会委員長 林 孝標 長野県建設部 参事兼砂防課長 ＜行政委員＞ 矢崎 剛吉 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当） 重永 将志 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当） 荒竹 宏之 消防庁国民保護・防災部防災課長 つまがり 津曲 共和 厚生労働省社会・援護局障害保健 福祉部障害福祉課長 ＜事務局＞ 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課、砂防計画課 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 P18 出典：内閣府（防災担当） 難情報に関する ガイドライン（令和３年５月）	P17 出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関す るガイドライン（令和８年３月）
--	---

<新旧対照表>

P19

早期注意情報 🔍 検索

※気象庁ホームページ

翌日早朝にかけて警報級の可能性[中]となるケース

項目	1日 4時～5時	2日 0時～3時	3日	4日	5日
大雨	○	○	○	○	○
土砂災害	○	○	○	○	○
高潮(高潮警報)	○	○	○	○	○
暴風	○	○	○	○	○

明日、大雨警報が発表される可能性が中程度に高まる見込みです。土砂災害等警戒を要する事態となる可能性も高まる見込みです。

次の日に警報級の可能性[高]となるケース

項目	1日 4時～5時	2日 0時～3時	3日	4日	5日
大雨	○	○	○	○	○
土砂災害	○	○	○	○	○
高潮(高潮警報)	○	○	○	○	○
暴風	○	○	○	○	○

明日、警報が発表される可能性が高まる見込みです。土砂災害等警戒を要する事態となる可能性も高まる見込みです。

【高】のときは、気象警報等で詳細な情報等をご確認ください。

気象警報等 気象情報

(新規)

P18

早期注意情報 🔍 検索

※気象庁ホームページ

翌日早朝にかけて警報級の可能性[中]となるケース

項目	17日 18時～19時	18日 0時～3時	19日 0時～3時	20日	21日	22日
大雨	○	○	○	○	○	○
土砂災害	○	○	○	○	○	○
高潮	○	○	○	○	○	○
暴風	○	○	○	○	○	○

明日、大雨警報が発表される可能性が中程度に高まる見込みです。土砂災害等警戒を要する事態となる可能性も高まる見込みです。

次の日に警報級の可能性[高]となるケース

項目	17日 18時～19時	18日 0時～3時	19日 0時～3時	20日	21日	22日
大雨	○	○	○	○	○	○
土砂災害	○	○	○	○	○	○
高潮	○	○	○	○	○	○
暴風	○	○	○	○	○	○

明日、大雨警報が発表される可能性が高まる見込みです。土砂災害等警戒を要する事態となる可能性も高まる見込みです。

P19

【時系列情報（明日までの警報等の見通し）】

令和8年度より、気象庁から「時系列情報（明日までの警報等の見通し）」が提供されます。これは、土砂災害、高潮については警戒レベル相当情報の発表が予測される時間帯を、それ以外の現象（大雨や暴風等）については警報等の基準を超過すると予想される時間帯を、それぞれ市町村ごとに明日まで3時間単位で提示し、1日4回（05時、11時、17時、23時）情報更新します。気象庁ホームページでは常時表示する予定です。なお、今後の見通しが大きく変わった場合などには、必要に応じて臨時に修正情報を発表します。

時系列情報

- 警報・注意情報の発表の旨を知らせ、明日までの見通しを提供
- 地防防災計画やタイムライン等と照らし合わせ、この先起こり得る事態を見越した事前の備えや対応準備に活用
- ハザードマップやタイムラインと照らし合わせ、この先起こり得る事態を見越した事前の備えや対応準備に活用

警報・注意情報

- 最新の気象状況・予測を元に、個々の気象警報等と、その発生基準に照らして速やかに対応
- 地防防災計画やタイムラインで定めた基準に照らした必要対応策を速速に実施するよう、対応のとりかえ情報として活用
- 警報・注意情報により、自治体からの避難指示や避難状況も速やかに対応

図9 時系列情報の活用イメージ（出典：気象庁ホームページ）

<新旧対照表>

P20 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 237 491 1003"> 【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表） </td> <td data-bbox="496 237 778 1003"> ●発表される状況： 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 </td> </tr> </table> 出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和3年5月） 気象状況が悪化してくると、気象庁や国土交通省、都道府県から、<u>大雨注意報、洪水注意報、氾濫注意情報、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）、危険度分布（キキクル）「黄色」</u>が発表されます。	【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	●発表される状況： 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	P20 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="815 237 1098 1003"> 【警戒レベル2】 <u>レベル2大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報（気象庁が単独発表又は気象庁と国土交通省等が共同発表）</u> </td> <td data-bbox="1102 237 1385 1003"> ●発表される状況： 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 </td> </tr> </table> 出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月） 気象状況が悪化してくると、気象庁や国土交通省、都道府県から、<u>レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報、レベル2氾濫注意報、レベル2氾濫注意情報、レベル2高潮注意報、キキクル「黄色」、水害リスクライン「黄色」</u>の防災気象情報が発表されます。	【警戒レベル2】 <u>レベル2大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報（気象庁が単独発表又は気象庁と国土交通省等が共同発表）</u>	●発表される状況： 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	●発表される状況： 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。				
【警戒レベル2】 <u>レベル2大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報（気象庁が単独発表又は気象庁と国土交通省等が共同発表）</u>	●発表される状況： 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。				

<新旧対照表>

P21

表 4 気象庁等が発表する警戒レベル 2、警戒レベル 2 相当の情報

災害別の情報		内容
洪水	・洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
	・氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル 2 水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。
	・危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で黄色(注意報級)の危険度が示された場合は、警戒レベル 2 に相当します。また、今後の洪水警報の発表や周囲の状況、雨の降り方に注意してください。
雨水出水	・大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
土砂災害	・危険度分布:黄 (注意)	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で黄色(注意報級)の危険度が示された場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当します。
高潮	・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。 ※警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

P22

出典：内閣府（防災担当） 難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

P22

災害が発生するおそれがある場合には、気象庁や国土交通省、都道府県から、大雨警報、大雨警報（土砂災害）、氾濫警戒情報、洪水警報、高潮注意報（高潮警報に切り替える可能性に言及する注意報）、危険度分布（キキクル）「赤色」の防災気象情報が発表されます。

P21

表 4 気象庁等が発表する警戒レベル 2、警戒レベル 2 相当の情報

災害別の情報		内容
洪水	・レベル 2 氾濫注意報 (河川単位で発表)	洪水予報河川において、氾濫注意水位(レベル 2 水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。
	・レベル 2 氾濫注意情報 (河川単位で発表)	水位周知河川について、氾濫注意水位(レベル 2 水位)に到達したときに発表されます。
	レベル 2 大雨注意報 (※市町村単位で発表)	洪水予報河川以外について、河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表されます。
	・大雨キキクル(洪水キキクル):黄	大雨キキクル(洪水キキクル)で黄色の危険度が示された場合は、警戒レベル 2 に相当します。
雨水出水	・水害リスクライン:黄	基準地点の水位観測所で氾濫注意水位(レベル 2 水位)を超過したとき、その受け持ち区域全体が黄に着色されます。
	・レベル 2 大雨注意報 (※市町村単位で発表)	短時間強雨で浸水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表されます。
土砂災害	・大雨キキクル(浸水キキクル):黄	大雨キキクル(浸水キキクル)で黄色の危険度が示された場合は、警戒レベル 2 に相当します。
	・レベル 2 土砂災害注意報 (※市町村単位で発表)	大雨により、土砂災害が起こるおそれがあるときに発表されます。
高潮	・土砂キキクル:黄	土砂キキクルで黄色の危険度が示された場合は、警戒レベル 2 に相当します。
	・レベル 2 高潮注意報 (※市町村単位で発表)	高潮により、水位が基準高又は潮位がレベル 4 高潮危険警報基準に達すると予想される約 18 時間前までに発表されます。

※市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります

P22

出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和 8 年 3 月）

P22

災害が発生するおそれがある場合には、気象庁や国土交通省、都道府県から、レベル 3 大雨警報、レベル 3 土砂災害警報、レベル 3 氾濫警報、レベル 3 氾濫警戒情報、レベル 3 高潮警報、キキクル「赤色」、水害リスクライン「赤色」の防災気象情報が発表されます。

<新旧対照表>

P23

表 5 市町村や気象庁等が発表する警戒レベル
3、警戒レベル 3 相当の情報の種別と内容

種別	内容	
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況において、市町村長が、避難に時間を要する又は独力で避難できない高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すために発令する情報です。	
洪水	・氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位(レベル 4 水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル 3 水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。
	・洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
雨水出水	・大雨警報(浸水害)	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表されます。
土砂災害	・大雨警報(土砂災害)	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表されます。
高潮	・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。

P23

表 5 市町村や気象庁等が発表する警戒レベ
ル 3、警戒レベル 3 相当の情報の種別と内容

種別	内容	
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況において、市町村長が、避難に時間を要する又は独力で避難できない高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すために発令する情報です。	
洪水	・レベル3氾濫警報(河川単位で発表)	洪水予報河川において、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づき氾濫危険水位(レベル4水位)に達すると見込まれたときに発表されます。
	・レベル3氾濫警戒情報(河川単位で発表)	水位異常河川について、避難判断水位(レベル3水位)に到達したときに発表されます。
	・レベル3大雨警報(※市町村単位で発表)	洪水予報河川以外について、河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表されます。
	・大雨キキクル(洪水キキクル);赤	大雨キキクル(洪水キキクル)で赤色の危険度が示された場合は、警戒レベル3に相当します。
	・水害リスクライン;赤	当該箇所で推定される水位が、避難判断水位(レベル3水位)の超過に相当する水位となったとき赤に着色されます。
雨水出水	・レベル3大雨警報(※市町村単位で発表)	短時間強雨で浸水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表されます。
	・大雨キキクル(浸水キキクル);赤	大雨キキクル(浸水キキクル)で赤色の危険度が示された場合は、警戒レベル3に相当します。
土砂災害	・レベル3土砂災害警報(※市町村単位で発表)	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがあるときに発表されます。
	・土砂キキクル;赤	土砂キキクルで赤色の危険度が示された場合は、警戒レベル3に相当します。
高潮	・レベル3高潮警報(※市町村単位で発表)	高潮により、水位が基準高又は潮位がレベル4高潮危険警報基準に達すると予想される約 12 時間前までに発表されます。

※市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。

P24

出典：内閣府（防災担当） 難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

災害が発生するおそれが高くなると、気象庁や国土交通省、都道府県から、氾濫危険情報、土砂災害警戒情報、高潮特別警報・高潮警報、危険度分布（キキクル）「薄い紫」「濃い紫」の防災気象情報が発表されます。

P24

出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和 8 年 3 月）

災害が発生するおそれが高くなると、気象庁や国土交通省、都道府県から、レベル 4 大雨危険警報、レベル 4 土砂災害危険警報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 4 氾濫危険情報、レベル 4 高潮危険警報、キキクル「紫色」、水害リスクライン「紫色」、内水氾濫危険情報の防災気象情報が発表されます。

<新旧対照表>

P24

表 6 市町村や気象庁等が発表する警戒レベル 4、警戒レベル 4 相当の情報種別と内容

種別	内容	
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況において、市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する情報です。この情報が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難（立退き避難・屋内安全確保）する必要があります。	
洪水	・氾濫危険情報	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合に発表される情報です。
雨水出水	・内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	情報伝達・避難に要するリードタイムとその間の下水道管の水位の上昇によって設定される下水道管の水位が特別警戒水位に達すると発表されます。
土砂災害	・土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表されます。
高潮	・高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
	・高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表されます。

（新設）

P25

表 6 市町村や気象庁等が発表する警戒レベル 4、警戒レベル 4 相当の情報種別と内容

種別	内容	
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況において、市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する情報です。この情報が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難（立退き避難・屋内安全確保）する必要があります。	
洪水	・レベル4氾濫危険警報（河川単位で発表）	洪水予報河川において、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表されます。
	・レベル4氾濫危険情報（河川単位で発表）	水位周知河川について、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したときに発表されます。
	・レベル4大雨危険警報（全市町村単位で発表）	洪水予報河川以外について、河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれ大きいときに発表されます。
	・大雨キキタル（洪水キキタル）：紫	大雨キキタル（洪水キキタル）で紫色の危険度が示された場合は、警戒レベル4に相当します。
雨水出水	・水害リスクライン：紫	当該箇所で開催される水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）の超過に相当する水位となったときに紫に着色されます。
	・内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	情報伝達・避難に要するリードタイムとその間の下水道管の水位の上昇によって設定される下水道管の水位が特別警戒水位に達すると発表されます。
	・レベル4大雨危険警報（全市町村単位で発表）	短時間強雨で浸水することにより、重大な災害が起こるおそれ大きいときに発表されます。
	・大雨キキタル（浸水キキタル）：紫	大雨キキタル（浸水キキタル）で紫色の危険度が示された場合は、警戒レベル4に相当します。
土砂災害	・レベル4土砂災害危険警報（全市町村単位で発表）	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれ大きいときに発表されます。
	・土砂キキタル：紫	土砂キキタルで紫色の危険度が示された場合は、警戒レベル4に相当します。
	・土砂災害危険度情報	時系列でのメッシュ毎の降雨情報や危険度の高まり、きめ細かい降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況等の情報を提供しています。レベル4土砂災害危険警報に相当する危険度が示された場合は、警戒レベル4に相当します。
高潮	・レベル4高潮危険警報（全市町村単位で発表）	高潮により、水位が基準高又は潮位がレベル4高潮危険警報基準に達すると予想される約 6 時間前までに発表されます。

※市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。

P26

【警戒レベル 5 の避難情報等と居住者等がとるべき行動】

【警戒レベル 5】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	●発令される状況： 災害発生又は切迫 （必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急
----------------------------------	---

<新旧対照表>

		<u>安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>
	出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和８年３月） <u>災害が発生又は切迫したとき、気象庁や国土交通省、都道府県から、レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５氾濫特別警報、レベル５氾濫発生情報、レベル５高潮特別警報、レベル５高潮氾濫発生情報、キキクル「黒色」、水害リスクライン「黒色」の防災気象情報が発表されます。</u> <u>こうした防災気象情報を参考にして、市町村からは「警戒レベル５緊急安全確保」の避難情報が発令されます。</u> <u>この段階では、命の危険があることから直ちに安全を確保する必要があります。施設利用者は、市町村から「警戒レベル３高齢者等避難」が発令される段階で避難を開始し、施設職員等も含め、「警戒レベル４避難指示」の段階までに危険な場所から避難を完了しておく必要がありますが、急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象に遭遇することも想定しておく必要があります。</u>	

<新旧対照表>

(新規)

P27

表7 市町村や気象庁等が発表する警戒レベル5、警戒レベル5相当の情報種別と内容

種別	内容
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報です。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないことから、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではありません。 この情報が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があります。ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限りません。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要です。
洪水	・レベル5氾濫特別警戒(河川単位で発表) 洪水予報河川において、氾濫発生を確認した場合及び切迫段階として①氾濫発生水位(レベル5水位)に到達した場合、②河川管理施設等の支障で施設機能が喪失し、水位が堤防高さを超えることが予想される場合、③施設操作により水位が堤防高さを超えることが予想される場合に発表されます。 ・レベル5氾濫発生情報(河川単位で発表) 水防計画に定められた河川について、氾濫発生を確認した場合及び切迫段階として①氾濫発生水位(レベル5水位)に到達した場合、②河川管理施設等の支障で施設機能が喪失し、水位が堤防高さを超えることが予想される場合、③施設操作により水位が堤防高さを超えることが予想される場合に発表されます。(洪水予報河川においては、「レベル5氾濫発生情報」はレベル5氾濫特別警戒と一体的に発表されます。) ・レベル5大雨特別警戒(※市町村単位で発表) 洪水予報河川以外について、大雨により河川が氾濫することで重大な災害が起こるおそれ著しく大きいときに発表されます。 ・大雨キキクル(洪水キキクル):黒 大雨キキクル(洪水キキクル)で黒色の危険度が示された場合は、警戒レベル5に相当します。 ・水害リスクライン:黒 当該箇所 で推定される水位が、堤防等の高さを超え、氾濫している可能性があるとき黒に着色されます。
雨水出水	・レベル5氾濫発生情報 水防計画に定められた下水道について、雨水出水による氾濫が発生又は切迫したときに下水道管理者(都道府県又は市町村)から「通報」される情報を基に、都道府県知事又は市町村長から発表されます。 (具体は各都道府県の水防計画に記載)

P28

	・レベル5大雨危険警戒(※市町村単位で発表) 大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表されます。 ・浸水キキクル:黒 浸水キキクルで黒色の危険度が示された場合は、警戒レベル5に相当します。
土砂災害	・レベル5土砂災害特別警戒(※市町村単位で発表) 大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表されます。 ・土砂キキクル:黒 土砂キキクルで黒色の危険度が示された場合は、警戒レベル5に相当します。
高潮	・レベル5高潮特別警戒(※市町村単位で発表) 高潮予報海岸では、堤防の決壊、越水・浸水、背後地の浸水といった氾濫が発生又は氾濫が切迫している状況を確認した場合や、水位と潮位のいずれかの実況値又は直近の予測が基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合に発表されます。その他海岸では、潮位の実況値又は直近の予測が基準高を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合に発表されます。 ・レベル5高潮氾濫発生情報 ① 水防計画に定められた海岸について、高潮による氾濫により著しい危険が切迫している場合に海岸管理者から「通報」される情報を基に都道府県知事(当該通報した者が海岸管理者である国土交通大臣の場合には国土交通大臣)から発表されます(高潮予報海岸においては、レベル5高潮特別警戒と一体的に発表されます) ② 水位周知海岸において、高潮特別警戒水位に到達したとき、高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生したとき又は氾濫したものと推測されるときに都道府県知事から発表されます。

※市町村(東京特別区は区)を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。

<新旧対照表>

P25

表 7 事前休業の実施基準の例

☐ 早期注意情報(警報級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合
☐ 大型台風の襲来が予想される場合
☐ 公共交通機関の運休が予定されている場合

P26

表 8 防災体制確立時の組織構成と役割分担の例

レベル	統括指揮者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)
注意体制	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)	・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配
警戒体制	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬
非常体制	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	・避難先での持ち出し品等の管理

P27

入手方法としては、テレビやラジオ、行政機関のウェブサイト、市町村のメール通知サービス、Twitter等のSNS等による方法が考えられます。情報の収集にあたっては、発信元の信頼性についても留意が必要です。停電時には、テレビによる情報収集ができない可能性があります。その際、ラジオや携帯端末により情報収集することになるため、乾電池やバッテリー等の備蓄も考えておきましょう。

P29

表 8 事前休業の実施基準の例

☐ 早期注意情報(警報級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合
☐ 非常に強い台風の襲来が予想される場合
☐ 公共交通機関の運休が予定されている場合

P30

表 9 防災体制確立時の組織構成と役割分担の例

レベル	統括指揮者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
警戒レベル 1 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・防災気象情報等の収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)
警戒レベル 2 注意体制	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)	・防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配
警戒レベル 3 警戒体制	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・防災気象情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬
警戒レベル 4 非常体制	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	・避難先での持ち出し品等の管理

P31

入手方法として、テレビやラジオ、行政機関のウェブサイト、市町村のメール通知サービス、X (旧ツイッター)等のSNS等による方法が考えられますが、確実な情報収集のため、複数の入手方法を準備しましょう。情報の収集にあたっては、発信元の信頼性についても留意が必要です。停電時には、テレビによる情報収集ができない可能性があります。その際、ラジオや携帯端末により情報収集することになるため、乾電池やバッテリー等の備蓄も考えておきましょう。

<新旧対照表>

P28

表 9 収集すべき主な情報とそのタイミング、入手先

収集すべき情報(発表者ごとの情報)	入手先
【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警戒級の可能性) ・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)	・テレビ、ラジオ ・気象庁ウェブサイト、川の防災情報のウェブサイト、都道府県のウェブサイト ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
【防災気象情報(河川管理者・気象庁共同)】 ※河川管理者:国(国土交通省)、都道府県 ・洪水予報 氾濫注意情報 氾濫警戒情報、氾濫危険情報 氾濫発生情報	
【防災気象情報(都道府県・気象庁共同)】 ・土砂災害警戒情報	
【防災気象情報(下水道管理者)】 ※下水道管理者:都道府県、市町村 ・内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・テレビ、ラジオ ・都道府県・市町村のウェブサイト ・市町村のメール通知サービス 等
【津波情報(気象庁)】 ・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ ・気象庁ウェブサイト ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のウェブサイト ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール 等
【避難先の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 指定(福祉)避難所の開設状況 道路の通行止め情報	・テレビ、ラジオ ・市町村のウェブサイト ・市町村へ電話問い合わせ 等 ・日本道路交通情報センターのウェブサイト 等

P30

図 10 避難先選定の考え方

P31

表 10 屋内安全確保を選択する場合の留意点

P31

立退き避難先の選定にあたっては、例えば、土砂災害の発生が起きる前に避難先に移動する時間が確保できるかを確認する必要があります。市町村が発令する「警戒レベル3 高齢者等避難」や気象庁が発表する「大雨警報(土砂災害)」、都道府県と気象庁が共同で発表する「土砂災害警戒情報」に加え、場合によっては、気象庁が提供している「土砂キキクル(危険度分布)」や都道府県の砂防部局が

P32

表 10 収集すべき主な情報、入手先

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警戒級の可能性) 【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保 【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難所の開設状況 道路の通行止め情報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ、市町村のメール通知サービス等 ・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール 等 ・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村へ電話問い合わせ 等 ・日本道路交通情報センターのHP 等
	洪水 ・レベル2氾濫注意報、レベル3氾濫警報 レベル4氾濫危険情報、レベル5氾濫特別警報 ・レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、 レベル4大雨危険情報、レベル5大雨特別警報 ・大間キキクル(洪水キキクル) ・水位観測情報 レベル2氾濫注意情報、レベル3氾濫警戒情報 レベル4氾濫危険情報、レベル5氾濫発生情報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP ・川の防災情報のHP
	内水氾濫 ・レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、 レベル4大雨危険情報、レベル5大雨特別警報 ・内水氾濫危険情報、レベル5氾濫発生情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP ・都道府県・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス 等
	高潮 ・レベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、 レベル4高潮危険情報、レベル5高潮特別警報 ・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・市町村のメール通知サービス 等 ・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
土砂災害	・レベル2土砂災害注意報、レベル3土砂災害警報 レベル4土砂災害危険情報、レベル5土砂災害特別警報 ・土砂キキクル	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP

P34

図 11 避難先選定の考え方

P35

表 11 屋内安全確保を選択する場合の留意点

P35

立退き避難先の選定にあたっては、例えば、土砂災害の発生が起きる前に避難先に移動する時間が確保できるかを確認する必要があります。市町村が発令する「警戒レベル3 高齢者等避難」や気象庁が発表する「レベル3 土砂災害警報」に加え、場合によっては、気象庁が提供している「土砂キキクル」や都道府県の砂防部局が提供している土砂災害危険度情報等も判断材料として、災害発生前に避難

<新旧対照表>

提供している<u>土砂災害警戒情報の補足情報</u>も判断材料として、災害発生前に避難することが可能な避難先を選定しなければなりません。 P32 (新規) P32 図には、大雨時に危険となる<u>がけの下や浸水のおそれのある場所</u>など、移動が困難になる場所や移動にあたって注意すべき箇所を明示すると良いでしょう。ハザードマップ等には、避難経路となる道路のほか、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等が記載されている場合があります。こうした情報を参考にする	することが可能な避難先を選定しなければなりません。 P36 <u>なお、各地域によって、予想される災害形態や土砂災害のおそれがある区域の範囲など状況は様々であり、例えば土砂災害警戒区域の区域外に適切な指定緊急避難場所がない場合には、民間施設等を活用することや市町村境界を超えた指定を行うことは有効です。それでもなお、土砂災害警戒区域の区域外に指定緊急避難場所等を確保することが困難である場合には、最寄りの鉄筋コンクリート造のマンションやビルなどの堅牢な建物を避難場所として土砂災害警戒区域の区域内に確保することも考えられます。ただ、現時点では堅牢な建物の被災階数などの条件を明示するだけの科学的知見が十分とはいえない（令和元年度から令和5年度までの主要な土石流災害では、土砂等の流入により家屋2階部分まで被害が及んだ事例が確認されています）ことから、可能な限り上層階に避難場所を確保することを基本とし、建物の窓や扉、シャッター等から土石流等が流れ込み、被害が生ずる可能性があることに留意するとともに、一定のリスクがあることを施設職員や施設利用者は事前に認識しておく必要があります。</u> P36 図には、大雨時に危険となる<u>がけの下や小さな沢、浸水のおそれのある場所</u>など、移動が困難になる場所や移動にあたって注意すべき箇所を明示すると良いでしょう。ハザードマップ等には、避難経路となる道路のほか、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等が記載されている場合があります。こうした情報を参
---	---

<新旧対照表>

とともに、降雨時に施設周辺の排水状況や道路を現地確認した上で、安全な避難経路を設定しましょう。なお、その際、浸水しやすいアンダーパスとなっている道路を避けることが必要です。河川が氾濫していなくても、排水ができずに道路が浸水することも考えられるため、可能な限り標高が高い道路を選択することが望ましいといえます。 (新規) P33 避難開始のタイミングは、原則として、市町村が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令した時です。ただし、施設利用者数が多い施設や施設利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始することが必要です。逆に、屋内安全確保の場合において、短時間で避難が完了できる場合には、この限りではありません。	考にするとともに、降雨時に施設周辺の排水状況や道路を現地確認した上で、安全な避難経路を設定しましょう。なお、その際、浸水しやすいアンダーパスとなっている道路を避けることが必要です。河川が氾濫していなくても、排水ができずに道路が浸水することも考えられるため、可能な限り標高が高い道路を選択することが望ましいといえます。 P37 <u>また、山や丘の間を通る道路等、近辺に人家等がない地域では、ハザードマップに危険性が表示されていないなくても、溪流沿いやがけ地の近辺は、土石流やがけ崩れが発生するおそれがありますので、土砂災害警戒区域で表示された箇所以外のリスクも含めて地形情報等から土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難経路を選定することも有効です。</u> P37 避難開始のタイミングは、原則として、市町村が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令した時です。ただし、施設利用者数が多い施設や施設利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始することが必要です。<u>特に、土砂災害については、積乱雲が急速に発達する場合など予想が難しい状況では、レベル3 土砂災害警報が発表されずにレベル4 土砂災害危険警報が発表となることが想定されるため、時系列情報も確認し、早めに避難を開始することが必要です。</u>逆に、屋内安全確保の場合において、短時間で避難が完了できる場合には、この限りではありません。
---	---

<新旧対照表>

P35 図 11 避難に必要な設備の考え方（参考） P36 表 11 避難に必要な装備品や備蓄品等の例 P38  写真 4 避難訓練の実施状況 P42 【着眼点】 □<u>雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか</u> P42 【着眼点】 □「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令の目安となる<u>氾濫警戒情報及び大雨警報（土砂災害）も避難開始の判断指標にしているか</u> P46 【着眼点】 □<u>洪水予報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報について、誰が、どうやって、何を収集するか明確に記載されているか</u>	P39 図 12 避難に必要な設備の考え方（参考） P40 表 12 避難に必要な装備品や備蓄品等の例 P42  写真 4 避難訓練の実施状況 P47 【着眼点】 □<u>防災気象情報、避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか</u> P47 【着眼点】 □警戒レベル 3 「高齢者等避難」の発令の目安となる<u>レベル 3 大雨警報、レベル 3 土砂災害警報、レベル 3 氾濫警報、レベル 3 氾濫警戒情報、レベル 3 高潮警報等も避難開始の判断指標にしているか</u> P51 【着眼点】 □<u>防災気象情報、避難情報、その他避難に必要な情報について、誰が、どうやって、何を収集するか明確に記載されているか</u>
---	---

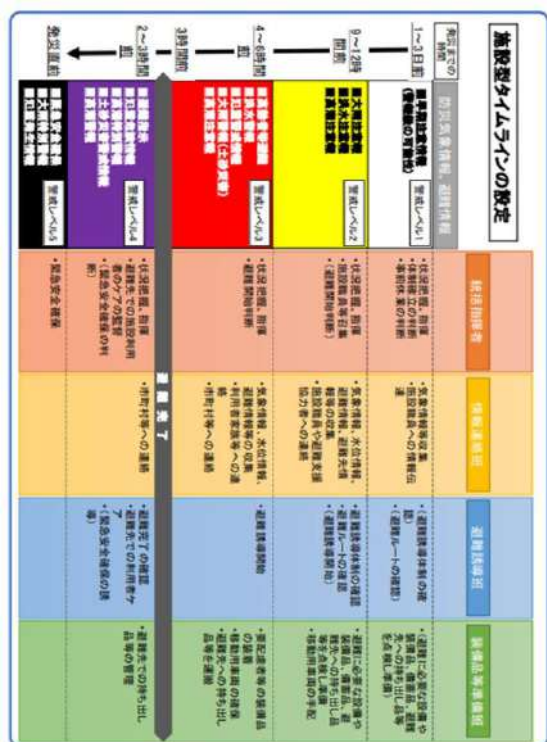
<新旧対照表>

P47 【着眼点】 □警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の目安となる<u>氾濫警戒情報及び大雨警報（土砂災害）や、避難指示の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても</u>判断材料として利用されているか	P52 【着眼点】 □警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の目安となる<u>レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、レベル3氾濫警報、レベル3氾濫警戒情報、レベル3高潮警報等を</u>判断材料として利用されているか
P48 1. <u>洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための方法が記載されているか</u>	P53 1. <u>必要な情報機器等を確保しているか</u>
P48 （新規）	P53 【着眼点】 □<u>インターネット線等で情報を収集するために必要な機器や整備が確保されているか</u>
P49 【着眼点】 □<u>洪水予報、土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係わる訓練（情報伝達訓練）、関連する教育が設定されているか</u>	P54 【着眼点】 □<u>防災気象情報や避難情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係わる訓練（情報伝達訓練）、関連する教育が設定されているか</u>
P55 避難確保計画に定めた施設内の避難先に施設利用者を<u>垂直避難</u>させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。	P60 避難確保計画に定めた施設内の避難先に施設利用者を<u>上階へ移動</u>させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。
P59 避難に必要なエレベーターや階段、スロープ、階段昇降機の点検や<u>ストレッチャー</u>や担架等の装備品の確認、食糧等の備蓄品の確認、施設外の避難先への持ち出し品の数量等を確認するようにしましょう。不足している装備品等があれば訓練前に可能な限り確保しておくことが必要です。	P64 避難に必要なエレベーターや階段、スロープ、階段昇降機の点検や<u>ストレッチャー</u>や担架等の装備品の確認、食糧等の備蓄品の確認、施設外の避難先への持ち出し品の数量等を確認するようにしましょう。不足している装備品等があれば訓練前に可能な限り確保しておくことが必要です。

<新旧対照表>

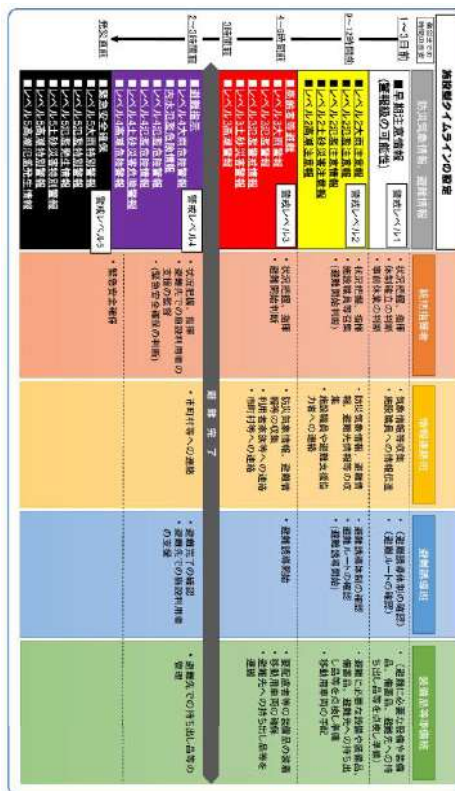
P63

図 12 タイムラインの様式例



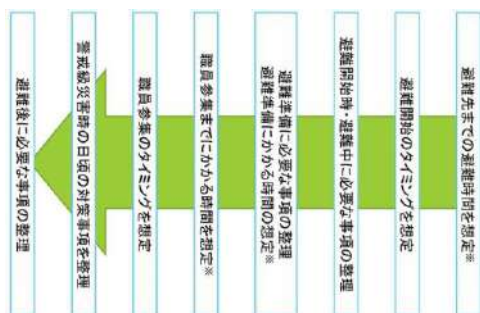
P68

図 13 タイムラインの様式例



P64

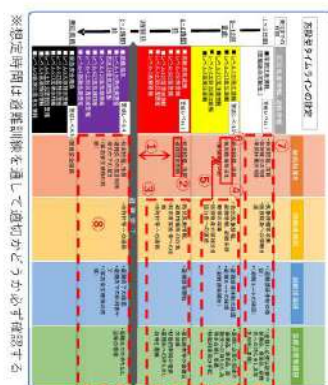
図 13 タイムライン作成手順



※想定時間は避難訓練を通して適切かどうか必ず確認する

P69

図 14 タイムライン作成手順



※想定時間は避難訓練を通して適切かどうか必ず確認する